

令和7年2月13日

鳥取県知事定例記者会見

鳥取県令和7年度当初予算案

人口減少に歯止めをかけ、「令和の改新」に向けた県民運動を展開し、激動する国際経済環境への対応や頻発化する自然災害への備えを進めるなど、喫緊の政策課題に対応する積極型予算を編成

魅力ごと 良く積み
予算規模 **3,650億4,923万円**

県税収入等 : 前年度比+38億円
実質的な地方交付税 : 前年度比▲4億円
財政調整型基金の取崩 : 60億円
繰越金の活用 : 20億円

<財政誘導目標適合堅持> 年度中見込 誘導目標
財政調整型基金残高 215億円 ≥ 200億円
実質的県債残高 3,625億円 ≤ 3,800億円
プライマリーバランス 黒字14億円 毎年度黒字

人口減少を乗り越える令和の改新 137億円

- ✓ 若者・女性に魅力ある地域づくり 15億円
- ✓ 若者も女性も働きやすい職場環境 23億円
- ✓ 「シン・子育て王国」の推進 22億円
- ✓ 地域の暮らしを支える生活環境の確保 77億円

活力と交流でひらく元気な地域づくり 182億円

- ✓ 万博等を契機とした大交流時代へ 36億円
- ✓ 激動を乗り越える地域産業強化 49億円
- ✓ 農林水産業・食パラダイスの新たな展開 41億円
- ✓ 地域を支える社会基盤・DXの展開 57億円

暮らし安心のふるさと創造 156億円

- ✓ 災害激甚化に備える防災対策 79億円
- ✓ 犯罪を防ぎ命と健康を守る安心社会へ 28億円
- ✓ 自然共生・脱炭素イニシアティブ 24億円
- ✓ 長期化する物価高等から暮らしを守る 25億円

一人ひとりが輝く新たな時代へ 149億円

- ✓ 県立美術館開館で開くアートなとっとり 28億円
- ✓ インターハイなどスポーツ活性化 20億円
- ✓ 誰一人取り残されない支え愛のまちづくり 26億円
- ✓ 鳥取の未来を支える人材育成 75億円

<公共事業> 522億円 (災害除き: 450億円(対前年:102.5%))

- 高速道路ネットワークの整備進捗(37億円)、地域高規格道路の整備進捗(32億円) 等
- 災害関係: 令和5年台風第7号災害からの復旧(22億円)、災害激甚化対応復旧特別枠(50億円)

特定の職の人材確保のための 鳥取方式短時間勤務を導入する 緊急措置に関する条例【新設】

人材確保のための緊急措置として、鳥取方式による短時間勤務正職員の制度を創設（R7.4.1～）

鳥取方式短時間勤務職員の概要

| | |
|------|---|
| 対 象 | 育児等の事情による短時間勤務を希望する者 ・ 保育士、看護師、歯科衛生士、臨床心理士等の資格者 ・ 障がいのある方 |
| 任 期 | 定年制（会計年度任用職員は単年限り（更新可 最長5年）） |
| 勤務時間 | 週30時間を基本 ※「働き方支援休暇」を包括承認 |
| 給 料 | 勤務時間数に応じた給料表（昇給あり） |
| 手 当 | 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、退職手当等を常勤職員に準じて支給 |

施行日 令和7年4月1日

※希望する会計年度任用職員は選考試験を経て採用へ

職場・地域で女性が働きやすく暮らしやすい環境づくりを進めるため、

男女協働未来創造本部を設置（未来創造課、県民運動課）

※男女協働未来創造センターに相談窓口等（愛称「よりん彩」）

青少年健全育成条例の改正

青少年がSNSやインターネットを通じて、闇バイトによる犯罪やいじめ・誹謗中傷、オンラインカジノ等に巻き込まれ、また、生成AIによる児童ポルノ等の被害が発生していることに鑑み、青少年を被害者にも加害者にもさせないための改正を行う。

条例改正の概要

- 条例の定義規定において、条例の規制対象となる「**賭博**」、「**児童ポルノ等**」の定義を明確化し、オンラインカジノや生成AI等により青少年の容貌の画像情報を加工して作成された児童ポルノ（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。また、電磁的記録を含む。）を含むことを規定
- 青少年の個人としての尊厳が重んぜられることを妨げられないよう、青少年に**SNSの適切な利用方法**を習得させることを**保護者、学校関係者等の努力義務**として規定
- **児童ポルノ等の作成・製造・提供を禁止**（県内の青少年の児童ポルノ等を県外で作成・提供することも禁止）
- 青少年に、**賭博（オンラインカジノ）、暴行、窃盗、強盗、詐欺などの犯罪を行う機会をインターネットにより与える行為を禁止**
- **フィルタリングソフトウェア**を利用して閲覧を防止すべき情報の対象に**闇バイト、オンラインカジノ**が含まれることを明確化し、ペアレンタルコントロールにより青少年のこうした有害情報の閲覧等を防止
- 青少年が使うスマートフォンの契約を行うときに、シグナル・テレグラムなど犯罪の連絡手段として使われることがある**アプリの制限方法の説明を事業者**に義務付け
- 県は、青少年等からの**相談に対応するための体制を整備**し、関係者に必要な**周知・啓発**を行う

施行日 令和7年4月1日